

第五期武蔵野市コミュニティ評価委員会運営要領（案）

（目的）

第1条 この要領は、第五期武蔵野市コミュニティ評価委員会（以下「委員会」という。）の会議（以下「会議」という。）の運営に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（委員会の会議の公開）

第2条 会議は、原則公開とする。ただし、会議を非公開とする委員会の議決があったときは、この限りでない。

（会議の傍聴）

第3条 会議を傍聴できる者（以下「傍聴人」という。）については、次のとおり取り扱うものとする。

- (1) 傍聴人の定員は、会場の広さ等により会議に支障のない範囲内とする。
- (2) 傍聴の受付は、会議開始時刻の15分前から先着順で行う。ただし、会議開始時刻の15分前の時点で、傍聴を希望する者の数が定員を明らかに超える場合には、その場で抽選を行い決定する。
- (3) 会議を傍聴しようとする者は、会議当日、所定の場所で、傍聴人受付簿に氏名及び住所を記入しなければならない。
- (4) 傍聴人は、傍聴席以外に入ることができない。
- (5) その他必要な事項は委員長が別に定める。

（傍聴席に入ることができない者）

第4条 次の各号のいずれかに該当する者は、傍聴席に入ることができない。

- (1) 刃物、銃器、火薬その他危険物を持っている者
- (2) 酒気を帯びていると認められる者
- (3) ラジオ、拡声器、マイク、旗、プラカードその他委員会を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすと認められる物を持っている者
- (4) 前3号に掲げるもののほか、委員会において会議運営上支障があると認められる者

（傍聴人の守るべき事項）

第5条 傍聴人は、傍聴中、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 静粛を旨とし、騒ぎ立てる等議事の妨害となるような行為をしないこと。
- (2) 会議における言論に対して、発言、拍手その他の方法により、公然と可否を表明しないこと。
- (3) 会場内において飲食又は喫煙をしないこと。

(4) 会場内においてカメラ、ビデオカメラ等により、撮影し、又は録音等
をしないこと。ただし、特に委員会の許可を得た者は、この限りでな
い。

(5) 前各号に掲げるもののほか、会議の秩序を乱し、又は妨害となるよう
な行為をしないこと。

(傍聴人の意見の提出)

第6条 傍聴人からの意見は、次のとおり取り扱うものとする。

(1) 傍聴人で意見のある者は、会議の終了後、文書により意見を提出する
ことができる。

(2) 提出された文書は、次回の会議までに各委員に配布するものとする。

2 傍聴人は、会議の進行を行う者から特に求められた場合に限り、意見を
述べることができる。

(傍聴人の退場)

第7条 傍聴人は、会議を非公開とする委員会の議決があったときは、速や
かに退場しなければならない。

(係員の指示)

第8条 傍聴人は、全て係員の指示に従わなければならない。

(違反に対する措置)

第9条 傍聴人がこの要領の規定に違反したときは、会議の進行を行う者は
これを制止し、その指示に従わないときは、これを退場させることがで
きる。

(会議資料の公開等)

第10条 会議に係る資料は、次のとおり取り扱うものとする。

(1) 委員会の会議録は要旨とし、その内容を公開する。

(2) 前号の会議録について、発言者の氏名は原則として非公開とする。

(3) 会議で配付する資料は、傍聴人にも配布する。ただし、部数に限りの
あるもの及び多量のものについては閲覧とし委員会終了後に回収する。

(オンライン開催時の特例)

第11条 委員長が必要と認めるときは、会議はオンライン会議システム（以
下「オンラインシステム」という。）を利用して行うことができる。

2 オンラインシステムを活用した会議（以下「オンライン会議」とい
う。）の傍聴は、原則としてオンラインシステムを利用した映像の視聴
によるものとする。

3 オンライン会議の方法その他必要な事項は、この要領に定めるもののほ
か委員会が別に定める

(その他)

第12条 本要領に定めのない事項については、委員会委員等の発議により委員会で決定する。

付 則

この要領は、令和6年5月 日から施行する。